

装管企第68号
27.10.1
一部改正 装管企第4852号
令和2年3月30日
一部改正 装管企第17693号
令和2年12月24日
一部改正 装管企第5640号
令和6年3月29日

調 達 管 理 部 長
調 達 事 業 部 長 殿
長官官房監察監査・評価官
各 地 方 防 衛 局 長

防衛装備庁長官
(公印省略)

中央調達に係る作業効率化促進制度事務処理要領について (通達)

標記について、作業効率化促進制度について (防経装第4626号。25.3.29) 別紙第5項第3号の規定に基づき、別添のとおり定めたので通達する。

添付書類：中央調達に係る作業効率化促進制度事務処理要領

写送付先：東海防衛支局長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事務所長

中央調達に係る作業効率化促進制度事務処理要領

1 趣旨

この事務処理要領は、作業効率化促進制度について（防経装第4626号。25.3.29。以下「事務次官通達」という。）及び作業効率化促進制度実施要領について（装管企第81号。27.10.1。以下「長官通知」という。）に基づき中央調達による装備品等及び役務の調達において作業効率化促進制度（以下単に「制度」という。）を実施するために必要な事務処理要領を定めるものとする。

2 用語の定義

この事務処理要領における用語の意義は、事務次官通達及び長官通知に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 長官 防衛装備庁長官をいう。
- (2) 担当官 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官をいう。
- (3) 地方防衛局長等 北海道防衛局長、北関東防衛局長、南関東防衛局長、近畿中部防衛局長、中国四国防衛局長、沖縄防衛局長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長及び玉野防衛事務所長をいう。
- (4) 作業効率化計画期間 契約の相手方が作業効率化計画書に基づき作業効率化を実施するための期間をいう。

3 契約の相手方に対する制度の周知

- (1) 契約の相手方に対する制度の周知に関する事務は、調達管理部長が行うものとする。
- (2) 契約の相手方に対する制度の周知は、防衛装備庁の入札及び契約心得、掲示板及び防衛装備庁ホームページにおいて掲載及び掲示することにより行うものとする。

4 契約の相手方の募集及び申し入れ

- (1) 契約の相手方に対する制度適用の募集及び申し入れに関する事務は、調達事業部長の協力を得て調達管理部長が行うものとする。
- (2) 調達管理部長は、長官通知別添第5項第2号の規定に基づく口頭による打診を行うための契約の一覧表を作成し、長官に報告するものとする。
- (3) 長官が長官通知別添第5項第3号の規定に基づき行う申し入れは、別紙様式第1による。
- (4) 契約の相手方が制度の適用を自ら申し出る場合には、作業効率化促進制度適用

申請書（別紙様式第2）の提出を求めるものとする。

5 作業効率化促進制度基本計画書の作成

- (1) 長官通知別添第6項第1号に規定する制度の適用の決定は、長官通知別添第5項第3号の規定に基づく申し入れにより契約の相手方が制度の適用を受諾した契約及び契約の相手方が制度の適用を自ら申し出た契約に関する作業効率化促進制度基本計画書（以下「基本計画書」という。）の作成により行う。
- (2) 基本計画書の作成後に契約の相手方から制度の適用の申し出があり、制度の適用を決定する場合には、基本計画書の変更によりこれを行う。
- (3) 制度の適用の決定については、別紙様式第3により、契約の相手方に対し通知する。

6 作業効率等の実態調査・分析の実施

- (1) 調達管理部長は、必要に応じて、コンサルタント会社を活用するとともに、調達事業部長及び地方防衛局長等の協力を得て、科学的手法を基礎とした工数審査を実施するものとする。
- (2) 調達管理部長は、長官通知別添第6項第5号の規定により契約の相手方が主体となって作業効率等の実態調査・分析を行う場合には、必要に応じてその実施状況を確認するものとする。

7 作業効率化計画書の作成の依頼等

- (1) 長官通知別添第6項第7号に規定する作業効率化計画書の作成に係る依頼は、作業効率化計画書の作成依頼書（別紙様式第4）により行う。
- (2) 作業効率等の実態調査・分析を調達管理部長が完了した場合における前号の依頼には、当該調査・分析に係る工数審査結果を添付する。
- (3) 作業効率化計画期間は、長官通知別添第5項第3号の規定に基づく申し入れにより契約の相手方が制度の適用を受諾した場合にあっては制度適用日の属する年度の次年度以降3年度を限度とし、契約の相手方が制度の適用を自ら申し出た場合にあつては制度適用決定日の属する年度の次年度以降5年度を限度とする。
- (4) 調達管理部長は、契約の相手方の求めに応じて、第2号の工数審査結果について説明を行い、作業効率改善のための助言を行うものとする。この場合において、契約の相手方が工数審査結果の内容に疑義があるとして文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同じ。）により説明を求めた場合には、当該文書に対する回答は文書をもって行うものとする。

8 作業効率化計画書の確認及び承認

- (1) 調達管理部長は、契約の相手方が作成した作業効率化計画書について、作業効率等の実態調査・分析の結果を踏まえたものであるかについて、契約の相手方と共同してその内容を確認するものとする。
- (2) 前号の場合において、作業効率化計画書の最終計画工数が作業効率等の実態調査・分析の結果と異なるときは、契約の相手方に対して合理的な根拠に基づく説明を求めるものとする。
- (3) 調達管理部長は、作業効率化計画書の内容が適当と認める場合には、当該作業効率化計画書について、長官の承認を求めるものとする。
- (4) 調達管理部長は、長官が前号の承認をした場合には、調達事業部長及び契約の相手方に対して、その旨を通知するものとする。
- (5) 調達事業部長は、前号の通知があった場合には、担当官が制度を適用する契約（履行中のものに限る。）に「作業効率化促進制度の適用を受ける契約に関する特約条項（作業効率化計画書による計画価格を保証する契約に適用する特約条項）」（別紙様式第5）を付帯する変更契約を締結するために必要な手続を行うものとする。
- (6) 調達管理部長は、第1号及び第2号の規定に基づく確認及び説明要求にもかかわらず契約の相手方が作成した作業効率化計画書の内容に疑義がある場合は、契約の相手方に対し文書による説明を求めるものとする。
- (7) 調達管理部長は、契約の相手方が前号の求めに対する回答として修正した作業効率化計画書を提出した場合には、当該作業効率化計画書を確認するものとする。
- (8) 調達管理部長は、長官通知別添第6項第5号の規定により契約の相手方が主体となって作業効率等の実態調査・分析を行い、作成した作業効率化計画書について、第6号の求めに対する回答又は前号の確認によってもなお適当であると判断できない場合には、あらかじめ長官の承認を得て、当該契約の相手方に通知した上で、科学的手法を基礎とした工数審査を実施するものとする。
- (9) 第6項第1号の規定は、前号の工数審査の実施について準用する。
- (10) 第8号の工数審査が完了した場合には、契約の相手方に対して、当該工数審査の結果に基づく作業効率化計画書の修正を求める。
- (11) 第7項の規定は、前号の修正の要求の手続について準用する。
- (12) 第1号から第5号までの規定は、第7号の確認及び第10号の求めにより当該契約の相手方から提出された修正した作業効率化計画書の確認について準用する。

9 作業効率化実績の確認

調達管理部長は、作業効率化計画期間における制度適用契約に係る年度ごとの効率化の進捗状況について、契約の相手方に報告を求め、作業効率化の進捗状況（作

業効率化の進捗が遅れている場合においては、それに対する対応策を含む。)を確認するものとする。

1 0 作業効率化計画書の修正

- (1) 調達管理部長は、作業効率化計画書について第8項第3号(同項第12号において準用する場合を含む。)の長官の承認を受けた後において、契約の相手方の工程の変更等、作業効率化計画に影響が生じるおそれがあると認める場合又は内外作の変更等、工数変動が発生した要因に疑義がある場合であって、作業効率化計画の修正が必要と認めるときは、作業効率等の実態調査・分析の実施について長官の承認を求めるものとする。
- (2) 調達管理部長は、長官が前号の承認をした場合には、契約の相手方に対し、作業効率化計画書の修正を求めるものとする。
- (3) 前号の場合において、当該作業効率化計画書が調達管理部長が行った作業効率等の実態調査・分析の結果に基づくものであるときは再度作業効率等の実態調査・分析を行う旨を、当該作業効率化計画書が契約の相手方が行った作業効率等の実態調査・分析の結果に基づくものであるときは当該契約の相手方が再度作業効率等の実態調査・分析を行うべき旨を、あわせて通知するものとする。
- (4) 長官が第1号の承認をした場合には、第5項に規定する基本計画書を変更し、当該作業効率等の実態調査・分析の実施について記載するものとする。
- (5) 第6項から前項までの規定は、第1号から第3号までの規定による再度の作業効率等の実態調査・分析及び作業効率化計画書の修正について準用する。

1 1 制度の適用を受ける契約に付す特約

担当官は、作業効率化計画書が適用される契約を締結するときは、「作業効率化促進制度の適用を受ける契約に関する特約条項(作業効率化計画書による計画価格を保証する契約に適用する特約条項)」(別紙様式第5)を付すものとする。

1 2 制度の適用を受ける契約を随意契約とする場合の手続

- (1) 長官通知別添第9項第2号に規定する契約担当官等と契約の相手方の双方で確認する文書は、「作業効率化促進制度の適用に関する合意書」(別紙様式第6)とし、これを作成し、担当官と契約の相手方がそれぞれ文書により保管するものとする。
- (2) 長官通知別添第9項第3号に規定する公示は、「作業効率化促進制度の適用を受ける契約への新規参入の申し込みについて」(別紙様式第7)によるものとし、これを防衛装備庁の掲示板及び防衛装備庁ホームページに掲示する。
- (3) 長官通知別添第9項第4号に規定する契約担当官等が定める様式は、別紙様式

第8とする。

- (4) 長官通知別添第9項第5号の規定により指名競争入札を行い、新規参入者が落札した場合において契約の締結に先立って当該新規参入者から提出させる価格低減計画書は、別紙様式第9によるものとする。
- (5) 長官通知別添第9項第8号に規定する特約条項は、「作業効率化促進制度の適用を受ける契約に関する特約条項（価格低減計画書での計画価格を保証する契約に適用する特約条項）」（別紙様式第10）とする。
- (6) 担当官は、新規参入者が価格低減計画書を提出するまでの間は、長官通知別添第9項第5号の規定に基づく指名競争入札における落札者の決定を保留するものとする。
- (7) 担当官は、落札した新規参入者が価格低減計画書を提出する意思がないことが判明した場合は、入札を無効とし、当初の契約の相手方との随意契約を締結する。新規参入者が当該価格低減計画書の約束を破棄し、契約を解除した場合においても同様とする。
- (8) 長官通知別添第9項第10号に規定する特約条項は、「作業効率化促進制度の適用を受ける契約に関する特約条項（価格低減計画書での計画価格を保証する契約に適用する特約条項）」（別紙様式第10）とする。

1.3 その他実施に関し必要な事項

- (1) 前項第1号の規定は、担当官が制度の適用の決定以前から随意契約によって調達している契約について、当該契約の相手方との間で作業効率化計画書を確認する場合について準用する。
- (2) 作業効率化計画期間の終了後における工数の取扱いは、次の各号に定めるところによるものとする。
 - ア 作業効率化計画期間の終了後における計算価格の工数の算定は、最終計画工数を基礎として行うものとする。
 - イ 調達管理部長は、契約の相手方に対し、次の各号に掲げる事項を含む作業効率化実績報告書を提出させるものとする。
 - (ア) 計画の概要
 - (イ) 作業効率化低減目標及び達成実績
 - (ウ) 改善活動別実績（未実施分を含む。）
 - (エ) 改善活動内容
 - (オ) 計画外で実施した内容
 - (カ) 計画未達成の場合におけるその要因分析
 - ウ 調達管理部長は、イの作業効率化実績報告書の内容を確認し、契約の相手方が最終計画工数を達成したと認められる場合には、その旨を長官に報告すると

ともに、調達事業部長に通知するものとする。

エ 調達管理部長は、イの作業効率化実績報告書の内容を確認し、契約の相手方が最終計画工数を達成しなかったと認められる場合には、契約の相手方が作業効率化計画書において約束した作業の効率化のための工程改善の活動を確実に実施したかどうかを調査するものとする。

オ 調達管理部長は、エの調査の結果、契約の相手方が工程改善の活動を確実に実施したと認められる場合は、その旨を長官に報告するとともに、調達事業部長に通知するものとする。

カ アの規定にかかわらず、オに規定する場合においては、契約の相手方が達成した工数を作業効率化計画期間の終了後の工数の算定の基礎とするものとする。

キ エの調査の結果、契約の相手方が工程改善の活動を確実に実施したと認められず、制度の適用を継続する必要があると認められる場合の措置は、次のとおりとする。

(7) 調達管理部長は、エの調査の結果、契約の相手方が工程改善の活動を確実に実施したと認められず、制度を継続する必要があると認められる旨を長官に報告するとともに、調達事業部長に通知するものとする。

(イ) (7)の報告があった場合において契約の相手方に対する制度の適用の継続を決定するときは、基本計画書の作成又は変更により、これを行う。この場合において、制度の適用の継続によって契約の相手方が新たに作成することとなる作業効率化計画書において第8項第3号（同項第12号及び第10項第5号において準用する場合を含む。）により長官が承認した作業効率化計画書における最終計画工数を維持する必要性（(7)及び(エ)において「最終計画工数を維持する必要性」という。）の有無の決定は、制度の適用の継続の決定とともに行う。

(ロ) 第7項第1号、第8項第1号から第7号まで、第9項及び第10項の規定は、最終計画工数を維持する必要があると決定した場合における作業効率化計画書の作成依頼、内容の確認及び承認並びに作業効率化実績の確認について準用する。

(ハ) 最終計画工数を維持する必要性がないと決定した場合において、当初の作業効率等の実態調査・分析が調達管理部長が行ったものであるときは調達管理部長が、当初の作業効率等の実態調査・分析が契約の相手方が行ったものであるときは当該契約の相手方が、新たな作業効率化計画書の作成のための作業効率等の実態調査・分析を行うものとする。

(ニ) 第6項、第7項第1号、第2号及び第4号並びに第8項から第10項までの規定は、(エ)の場合における作業効率等の実態調査・分析の実施、作業効率化計画書の作成依頼、内容の確認及び承認並びに作業効率化実績の確認につ

いて準用する。

(カ) 制度の適用の継続の場合における作業効率化計画期間は、制度の適用の継続の決定日の属する年度の次年度以降3年度を限度とする。

ク 制度の適用の継続の決定がなされた場合においては、制度の適用を受ける契約の計算価格の算定においては、作業効率化促進料は適用しない。

ケ 作業効率化計画期間の終了後の工数に適用する習熟曲線の習熟率を作業効率化計画期間の実際の工数から導出する場合には、当該作業効率化計画期間の初回に締結した契約を習熟率を算定する上での第1回目の契約として取扱って回帰分析を行うものとする。ただし、複数年度にわたって段階的に工程を改善する作業効率化計画書に沿って作業の効率化が行われた場合には、当該作業効率化計画期間の実際の工数から習熟率を導出しないものとする。

コ 契約の相手方が作業の効率化によって実際に達成した工数が明らかになるまでの間に行う契約の金額の算定は、最終計画工数を基礎として行うものとする。

1.4 委任規定

この事務処理要領の実施に関し必要な細部事項は、調達管理部長が定めるものとする。

1.5 経過措置

この事務処理要領の施行の日前に、作業効率化促進制度事務処理要領について（装本企査第2755号。25.7.22）により行われた事務（契約の相手方が実施したものを含む。）は、この通達に別段の定めのあるものを除き、この要領により行われたものとみなす。

別紙様式第1
(第4項第3号関係)
〇〇〇〇第〇〇〇号
〇〇. 〇〇. 〇〇

会社名
代表者名

防衛装備庁長官
〇〇 〇〇

作業効率化促進制度適用についての申し入れ書

標記について、作業効率化促進制度の適用を申し入れますので、下記期限までに受け入れの可否について回答をしてください。

記

- 1 対象装備品等：
- 2 対象事業所等：
- 3 回答期限：
- 4 防衛装備庁調達管理部担当者の所属・氏名・電話番号：

作業効率化促進制度適用申請書

防衛装備庁長官 殿
(調達管理部原価管理官気付)

住所
会社名
代表者名

下記契約物品について、作業効率化促進制度の適用を申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 品名
- 3 数量
- 4 納期
- 5 認証年月日
- 6 担当官室
- 7 契約履行管理表
- 8 工場レイアウト (人員配置を含む。)
9. 作業効率等の実態調査・分析 (選択) ※

添付書類：過去3年間の実績工数及び工数低減関係資料

(選択) ※ 「自ら実施することを希望する」、「防衛装備庁により実施することを希望する」のいずれかを記入する。

別紙様式第3
(第5項第3号関係)
〇〇〇〇第〇〇〇号
〇〇. 〇〇. 〇〇

会社名
代表者名

防衛装備庁長官
〇〇 〇〇

令和〇〇年度作業効率化促進制度の実施について（通知）

標記について、下記のとおり実施しますのでご協力をお願いいたします。

記

- 1 対象装備品等：〇〇〇〇装置
- 2 対象事業所等：△△△△工場
- 3 作業効率等の実態調査・分析方法：（選択）※

その他、必要な事項については、調達管理部原価管理官に調整させます。
なお、貴社が主体となって作業効率等の実態調査・分析を実施される場合は、当該実態調査・分析の完了時に調達管理部原価管理官まで連絡をお願いいたします。

（選択）※ 「貴社の作業効率等の実態調査・分析により実施する」、「防衛装備庁の科学的手法を用いた工数審査により実施する」のいずれかを記入する。

別紙様式第4
(第7項第1号関係)
〇〇〇〇第〇〇〇号
〇〇. 〇〇. 〇〇

会社名
代表者名

防衛装備庁長官
〇〇 〇〇

作業効率化計画書の(選択)※1依頼書(通知)

標記について、(別添のとおり通知しますので、工数審査結果の内容を検討の上、)
(選択)※2作業効率化計画書を(選択)※1し、〇〇年〇〇月〇〇日までに提出をお願いします。

(計画書作成上の注意事項)

- 1 主要記載項目
 - (1) 年度別計画工数
 - (2) 改善活動組織
 - (3) 改善活動計画の概要
 - (4) 改善活動計画の詳細
 - (5) 計画工数策定における検討事項
 - (6) その他
- 2 作業効率化計画期間中に工数変動(工程変更、内外作変更等)が発生した場合は、その旨を連絡してください。
- 3 作業効率化計画書は、科学的手法を用いた工数審査又は作業効率等の実態調査・分析の結果を踏まえたものである必要があります。
- 4 最終計画工数は〇〇時間で計画してください。(選択)※3

添付書類：〇〇〇〇装置△△△△に関する工数審査結果

- (選択)※1 「作成」又は「修正」のいずれかを記入する。
- (選択)※2 ()内は、防衛装備庁が工数審査を実施した場合、記入する。
- (選択)※3 作業効率化促進制度を継続する場合において、作業効率等の実態調査・分析を実施しないときに記入し、時間については、当初の作業効率化計画書の最終計画工数の時間とする。

作業効率化促進制度の適用を受ける契約に関する特約条項
(作業効率化計画書による計画価格を保証する契約に適用する特約条項)

甲及び乙は、作業効率化促進制度の適用を受ける契約に関し、次の特約条項を定める。

(計画価格の保証)

第1条 乙は、適用決定日の次年度以降の作業効率化計画書（【文書名、文書番号等】。以下「計画書」という。）が適用される期間中において、甲がこの契約と同種の装備品等又は役務を調達するときは、この契約の締結に先立って甲に提出した計画書に規定する計画価格（作業の効率化の対象となる工数を当該効率化により低減されると見込まれる工数を考慮した各年度の計画工数に置き換え、計画書の作成時に乙が使用していた経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）を用いて算定される計画上の計画価格をいう。）を計算価格算定（ただし、関係する加工費については、計画書に規定する計画工数に、同計画書の提出当時に甲が乙との契約の締結に際して適用していた加工費率を乗じた額を上限とする。）の基礎とした契約金額で、当該調達に係る契約を履行することを約定する。

(効率化実績の確認)

第2条 甲は、乙の作業の効率化の成果を確認するため、当該効率化の対象となった工数について、実際の工数を事後に確認できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

2 前項によって行う工数の確認は、この契約に係る支払金額に影響を与えるものではない。

(作業効率化促進料)

第3条 甲は、適用決定日の次年度以降の計画書が適用される期間中において、甲がこの契約と同種の装備品等又は役務を調達するときは、作業効率化促進料（作業の効率化により低減されると見込まれる工数の原則として50パーセント相当の工数に基づいて計算される額であり、乙が作業効率化促進制度の適用を自ら申し出たことを理由として、計算価格算定において加味する額をいう。）を契約金額に含むも

のとする。

2 この契約の契約金額に含まれる作業効率化促進料は、次の表のとおりとする。

契約金額に含まれる 作業効率化促進料	円 (税込)
-----------------------	-----------

(適用期間後の工数の扱い)

第4条 甲は、計画書が適用される期間の終了後において、初めて甲がこの契約と同種の装備品等又は役務を乙の見積資料を基に契約金額を算定して調達するときは、作業の効率化の対象となった工数部分について次の各号のとおり取り扱うものとする。

- (1) 当該調達の履行に要する工数は、計画書の最終年度の計画工数（以下この条において「最終計画工数」という。）を算定の基礎とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、乙が作業の効率化によって最終計画工数を達成しなかった場合であって、乙が計画書において約束した作業の効率化のための工程改善の活動を確実に実施したと認められるときは、乙が作業の効率化によって実際に達成した工数を当該調達の履行に要する工数の算定の基礎とする。この場合において、甲が再度の作業の効率化の計画を乙に求めたときは、乙はこれに応じなければならない。
- (3) 甲が第2条に基づいて実際の工数を確認するまでの間は、最終計画工数を当該調達の履行に要する工数の算定の基礎とする。

2 甲は、計画書が適用される期間の終了後に締結する契約の計算価格の算定に際し、乙が工程の変更を理由として作業の効率化の対象となった工数部分の工数の増加を求めた場合には、前項各号の工数を上限とした計算価格の算定を行うものとする。ただし、工程の変更が、仕様の変更等、乙に帰責性のない原因によるものである場合には、当該原因による範囲での工数の増加のみ認めるものとする。

注1 第3条は、次の各号の場合においてこの特約条項を付帯するときには、それぞれ各号の定めるとおり取り扱うものとする。

- (1) 契約担当官等が、制度の適用を自ら申し出た契約の相手方との間で長官通知別添第7項第4号に基づく契約を締結する場合には、第3条第2項の「契約金額に含まれる作業効率化促進料」の欄に長官通知別添第7項第2号の作業効率化促進料の額を記載する。
- (2) 契約担当官等が、制度の適用を自ら申し出た契約の相手方との間で長官通知別添第6項第8号に基づく変更契約を締結し、又は旧制度が適用されている契約を事務次官通達に基づく制度に適用を変更する変更契約を締結する場合には、第3

条第2項の「契約金額に含まれる作業効率化促進料」の欄に「¥0円」又は「なし」と記載する。

- (3) 契約担当官等が、制度の適用を申し入れた契約の相手方との間で長官通知別添第7項第4号に基づく契約を締結し、又は長官通知別添第6項第8号に基づく変更契約を締結する場合には、第3条を削除し、第4条を第3条に繰り上げる。

注2 注1及び注2は、この特約条項を実際の契約書に添付する際には削除する。

作業効率化促進制度の適用に関する合意書

調達要求番号		納 期		
品 名		物別官 (室)		
数 量		認 証	番 号	
金 額			年月日	

上記に示す作業効率化促進制度の適用を受ける契約と同種の契約については、制度の適用を受ける期間において、支出負担行為担当官等が行う公示により新規参入者が確認されない限り、契約の相手方との随意契約により締結することを基本とする。これを証するため、その書づくり、双方文書により保有する。

令和 年 月 日

甲

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官

乙

住所
会社名
代表者名

- 1 作業効率化促進制度の適用期間
- 2 作業効率化促進計画書提出日
- 3 その他

作業効率化促進制度の適用を受ける契約への新規参入の申し込みについて

防衛装備庁
 支出負担行為担当官
 分任支出負担行為担当官

次表^{*1}に掲げる契約は、契約企業が防衛省の作業効率化促進制度を利用し、製造現場での作業の効率化によって調達価格を低減する活動に取り組んでいるものであり、次のア又はイのいずれかに該当することから、同種契約の継続的な受注を可能とすることによって契約企業の作業効率化に対する一層の取組みを促す観点で、制度の適用を受ける期間の同種契約を随意契約によって契約することを予定しているものです。これらの契約に新規参入するのに必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、入札及び契約心得（○○第○○○号。○○. ○○. ○○）第○項の規定に従って、申し込みに必要な文書を提出先までご提出ください。

- ア 対象となる契約の履行には特殊な技術又は設備等が不可欠であるため、契約担当官等が過去5年間に於いて実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、企画競争又は公募において、契約の相手方以外の者による応札又は応募がなく、かつ、契約担当官等による業態調査によっても、引き続き当該相手方以外の応札又は応募の見込みがないと認められるもの
- イ 契約の相手方が、作業効率化促進制度の適用が終了するまでに、作業の効率化を行う前の契約の金額から20パーセントを超える割合となる価格の低減に相当する工数の低減を行うことを約束したもの

番号	制度の適用を受ける契約の件名	作業の効率化を行う前の契約			随意契約による理由	制度の適用決定日	制度の適用終了年度	新規参入の申込みに必要となる要件	公示への掲載日	提出先(問合せ先)
		契約年度	契約金額(税込)	数量						
1					ア			同種契約の履行に必要な技術・特許・製造設備等を申込者又はその下請負企業が保有していることを証明するとともに、制度の適用終了年度において、○○円(単価) ^{*2} 以下で履行することを約定すること。(契約時に同要件を満たす計画書を含む特約条項が付帯されます。)		

2					イ			制度の適用終了年度において、同種契約を〇〇円（単価）※ ² 以下で履行することを約定すること。（契約時に同要件を満たす計画書を含む特約条項が付帯されます。）		
---	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--

対象契約一覧表

注1 対象契約一覧表を別様として公示して差し支えない。この場合、※1は「別添の対象契約一覧表」に書き換えるものとする。

注2 ※2には、制度の適用を受ける契約の相手方の作業効率化計画書に規定する最終年度に係る計画価格を記載する。

注3 注1から注3及び不要な記述は、この様式を実際に公示する際には削除する。

別紙様式第8
(第12項第3号関係)
〇〇. 〇〇. 〇〇

防衛装備庁

支出負担行為担当官

分任支出負担行為担当官 殿

住所

会社名

代表者名

作業効率化促進制度の適用を受ける契約の件名への入札参加申請書

公 示 番 号	
番 号	
契 約 の 件 名	
制 度 の 適 用 終 了 年 度	
制度適用終了年度契約金額 (単価)	

上記契約物品については、当社が新規参入するのに必要となる要件を満たし同契約への新規参入を希望しているため、入札に参加したく申請します。

添付書類：価格低減見込書

防衛装備庁

支出負担行為担当官

分任支出負担行為担当官 殿

住所

会社名

代表者名

価 格 低 減 計 画 書

公 示 番 号	
番 号	
契 約 の 件 名	
制 度 の 適 用 終 了 年 度	
制度適用終了年度契約金額 (単価)	

上記契約物品については、当社が新規参入するのに必要となる要件を満たし同契約への新規参入を希望しているため、下表に示す価格低減計画書を提出し、該当する各年度毎の、価格の低減を約束するものです。

[年度別価格低減計画書]

年 度					
計画価格 (単価)					

[注意事項]

※ 各年度の計画価格は、価格低減促進料を含まない。

作業効率化促進制度の適用を受ける契約に関する特約条項
(価格低減計画書での計画価格を保証する契約に適用する特約条項)

甲及び乙は、作業効率化促進制度の適用を受ける契約に関し、次の特約条項を定める。

(計画価格の保証)

第1条 乙は、適用決定日の次年度以降の価格低減計画書（【文書名、文書番号等】。以下「計画書」という。）が適用される期間中において、甲がこの契約と同種の装備品等又は役務を調達するときは、この契約の締結に先立って甲に提出した計画書に規定する計画価格（作業効率化促進制度の適用を受ける期間中の各年度において、乙が適正利益を確保しつつこの契約と同種の装備品等又は役務の調達に係る契約を履行できると見積もる価額（適用終了年度においては相当する従前の作業効率化計画書に規定する当該年度に係る計画価格以下であることを要す。）をいう。）を計算価格算定（ただし、製造原価については、各年度の計画価格を計画書の提出当時に甲が乙との契約の締結に際して適用していた経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）を用いて算出される製造原価の額を上限とする。）の基礎とした契約金額で当該調達に係る契約を履行することを約定する。

(価格低減促進料)

第2条 甲は、適用決定日の次年度以降の計画書が適用される期間中において、甲がこの契約と同種の装備品等又は役務を調達するときは、価格低減促進料（当初の契約の相手方が作業の効率化を行う前の契約金額と、計画書に規定する計画価格との差額の50パーセントの額であり、当初の契約の相手方が約束していた価格の低減と同等以上の価格の低減を乙が約束したことを理由として、計算価格算定において加味する額をいう。）を契約金額に含むものとする。

2 この契約の契約金額に含まれる価格低減促進料は、次の表のとおりとする。

契約金額に含まれる 価格低減促進料	円 (税込)
----------------------	-----------

(適用期間後の価格の扱い)

第3条 甲は、計画書が適用される期間の終了後において、初めて甲がこの契約と同種の装備品等又は役務を乙の見積資料を基に契約金額を算定して調達するときは、計画書の最終年度の計画価格を基礎として計算価格の算定を行うものとする。

注1 契約担当官等が新規参入者との間で長官通知別添第9項第8号に基づく契約を締結する場合に、この特約条項を付帯するときには、第2条第2項の「契約金額に含まれる価格低減促進料」の欄に長官通知別添第9項第10号の価格低減促進料の額を記載する。

なお、新規参入者が価格低減計画書を提出する前に落札した契約においては、価格低減促進料は当該新規参入者が落札した価格に含まれるものとし、当初の契約の相手方が作業の効率化を行う前の契約金額と、新規参入者が落札した価格との差額を価格低減促進料とみなす。

注2 注1及び注2は、この特約条項を実際の契約書に添付する際には削除する。

